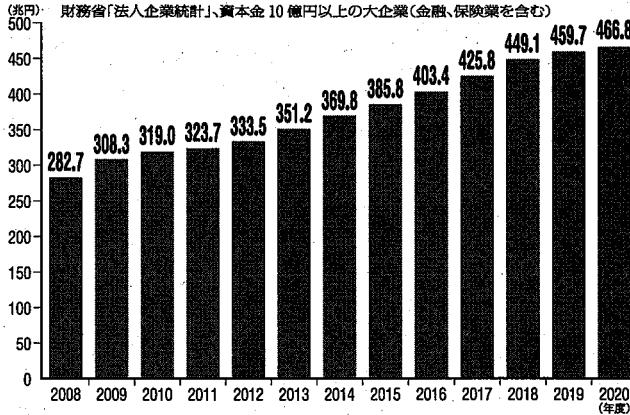


# いまなぜ 改憲論議

中小企業、家計を応援してこそ

## 大企業の内部留保の推移



### 済財政諮問会議



岸田首相は「新自由主義からの転換」を掲げていますが…

(首相官邸ホームページより)

（多田一路・立命館大学教授）

で、岸田文雄首相は「新自由主義からの転換」を掲げていました。「新自由主義」という言葉は、それを使う人によって意味が違つて、いたりしますので、日本国憲法の觀点からは、菅義偉前首相の強調した「自助」の最優先が本当に転換されたのか、が大事です。

日本国憲法には、経済活動が自由であることを示唆する条項があります。22条1項の「職業選択の自由」や29条1項の「財産権の保障」です。しかし他方で、25条1項が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(生存権などの社会的な権利)を保障しているので、経済活動を自由にならうとしても、それは社会的な権利を保障する範囲内で

## 中小企業、家計を応援してこそ

### ⑫ 憲法にもとづく経済政策とは

72年11月22日)と判示しています。

以上のようないくつかの規定からすれば、社会的な権利の保障を無視したり、社会福祉や社会保障の増進義務があるのにそれが低下させたりするような経済政策の採用は、憲法の理念から外れるものとなります。生活することができなければ、そもそもその人にとって自由な経済活動などあり得ないからです。「自助」つまり「十分な収入がなく困っていてもそれはあなたの自己責任」という

ことですが、できなければ、そもそもその人にとって自由な経済活動などあり得ないからです。「自助」つまり「十分な収入がなく困っていてもそれはあなたの自己責任」という

大企業を応援するのでではなく、中小零細企業や家計を応援する経済政策こそが、日本国憲法の理念にふさわしい経済政策です。軍事費の増額などもってのほかです。

のことです。さらに25条2項は「国は……社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。

このことから、最高裁も「憲法は、国の責務として積極的な社会経済政策の実施を予定しているもの」でそのため経済活動の自由は規制される(小売市場事件判決1972年11月22日)と判示しています。

もちろん、経済を適正に回していくこと

もしないと、社会保障のための財源を生み出すことができません。しかし、大企業が内部留保を大量にため込んでいる現在では、社会的には十分にその財源があります。このあたりの塩梅は経済学の役割ですが、そこで、以上のような憲法の理念に依った経済政策か、人びとのくらしとは無関係に「経済を回す」ことだけを優先する経済政策か、という問題になるのです。

な憲法が示す指針に逆行します。

もし大企業が自由な経済政策は、以上のよう